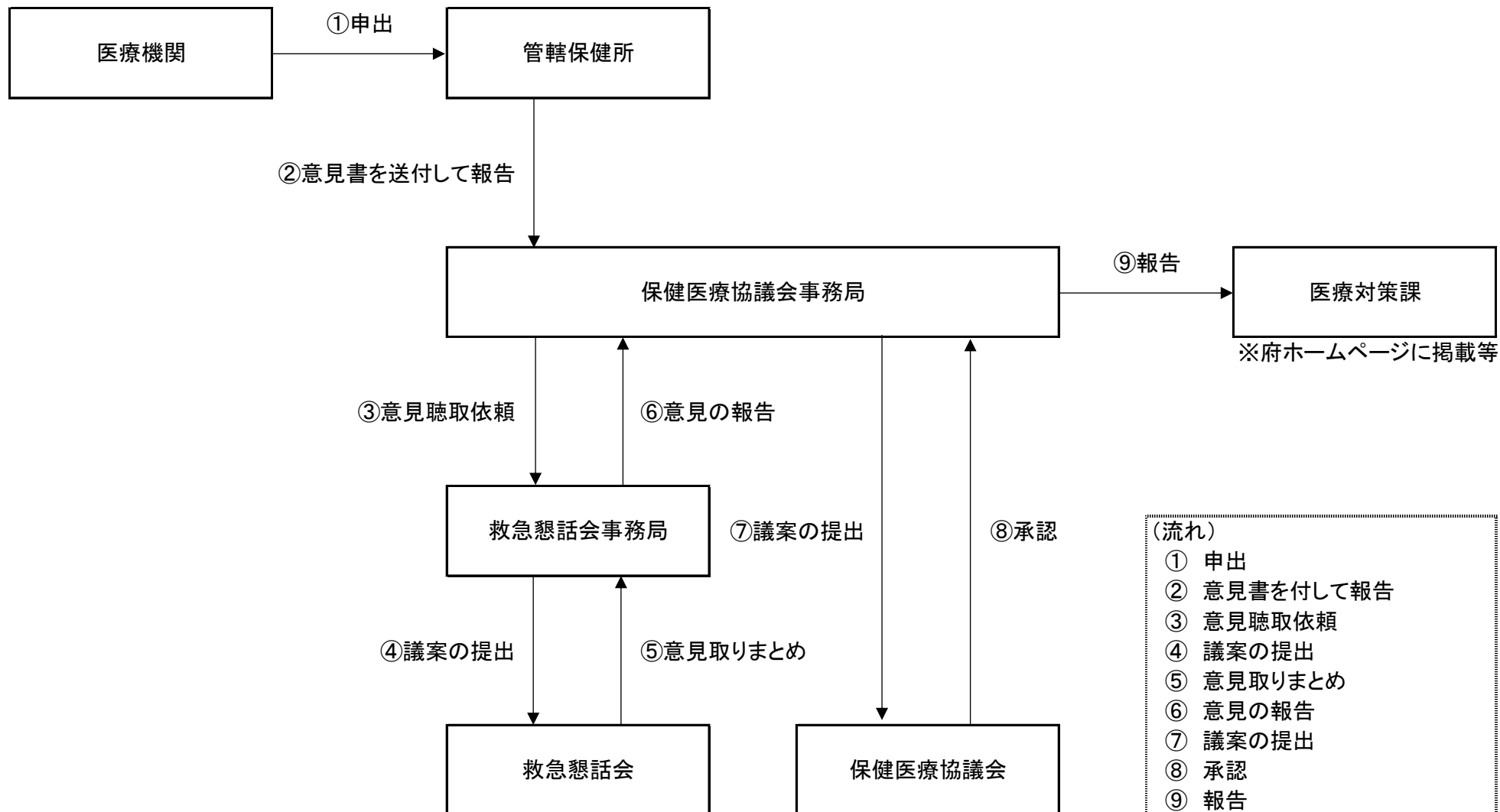


「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関の申出に関する流れ【北河内版】

資料18-8 参考資料



※医療対策課への報告(⑨)までには、少なくとも救急懇話会に対する意見聴取(③～⑥)又は保健医療協議会に対する承認(⑦、⑧)が必要。
 ただし、事前に意見聴取ができなかった救急懇話会又は保健医療協議会には事後報告すること。